

-----  
**監 査 公 表**  
-----

**監査公表第13号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月17日

高知県監査委員  
3 高行管第252号  
令和3年11月12日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

令和3年9月10日付け3高監報第7号で報告のありましたうえのことについて、指摘事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの

1 意見

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する知識不足や確認不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

2 意見に対する措置状況

引き続き日頃の支出審査や会計検査等を通じて、会計事務の法的根拠等基本となる考え方を指導することや会計事務の基礎研修、実務研修の実施により、職員が会計事務への理解を深め、知識を向上できるよう取り組みます。

また、各所属の決裁過程でチェックの要となる課長補佐等に対する会計書類や契約書を確認する際のチェックポイントに重点を置いた研修、所属からの依頼に応じた出前研修の実施により、組織としてのチェック機能の強化を図ります。

さらには、昨年度から運用を開始した内部統制制度への対応の充実を図るため、事務処理の誤りについて、過去の事例や他所属の事例を情報共有することで、リスクに対する各所属の自己点検機能の強化や職員のスキルアップを図り、適正な会計事務の執行に取り組みます。

第2 指摘事項の該当機関

1 総務部デジタル政策課

(1) 指摘事項

令和2年7月に1日も出勤していない会計年度任用職員に対して、本来支給することができない同月分の通勤手当に相当する額を支給していた。

これは、職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができないと定めた、通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）第15条の規定と同様の取扱いにしなければならないことに反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

会計年度任用職員（パートタイム）の通勤手当に相当する額については、総務事務センターに対し、毎月システムにより支給の可否を報告することとなっており、当該職員については、7月の勤務状況報告時点では出勤の可能性があったため支給停止は行わず、翌月の報告時に不支給とする手続きを行いました。

通常、過払となっている通勤手当に相当する額は、この手続きを行うことで、翌月支給される給与と相殺される場所ですが、当該職員が引き続き休職となり、翌月の給与の支給がなかったことから、システム上で自動的に相殺する処理を行うことができませんでした。

今回の事案については、通勤手当に相当する額の相殺処理ができていない事実を把握していなかったため、過払となったまま年度を終了したものです。

(3) 措置状況

当該通勤手当に相当する額については、すでに返還されています。

今後、同様のケースが生じた場合、総務事務センターに対し、システムの運用保守業者からエラー発生の連絡がされることとなっていますが、さらに、会計年度任用職員の給与等について、支給調書等の確認を徹底するとともに、特に今回のような変則的な事務処理があった場合には、総務事務センターと連絡をとりながら、適正な事務処理に努めます。

2 子ども・福祉政策部障害福祉課

(1) 指摘事項

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱に基づく申請受付及び支払事務に関する委託契約において、減額の変更契約を締結する際に支出負担行為決議書（変更）を作成していなかった。

これは、支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為決議書により決議することを定めた、高知県会計規則

(平成4年高知県規則第2号)第43条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

当該委託契約については、契約締結後、支払期日に関する契約変更を3回行った際に、金額の変更を伴わなかったことから回議書により決議をしていました。

このため、契約額を減額する4回目の変更契約においては、本来、支出負担行為決議書により決議する必要があったにもかかわらず、それまでの変更契約と同様に回議書により決議をしてしまったものです。

(3) 措置状況

誤った事務処理について課内全員で共有し、同様の誤った処理が発生しないよう周知を図りました。

また、今後、契約に係る事務手続きにおいては、会計管理課が発行している「契約事務のポイント」のチェックシートを添付し、担当者から決裁者まで全員が手続き等に誤りがないかを確認することにより、組織として再発防止に努めます。

3 商工労働部経営支援課

(1) 指摘事項

商店街等振興計画推進事業費補助金において、補助事業者から経費配分の変更交付申請が提出され、補助金額が減額となるにもかかわらず、変更交付決定及び支出負担行為の減額を行っていなかった。

これは、商店街等振興計画推進事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定に反するとともに、支出負担行為をしようとするときは、支出負担行為決議書により決議することを定めた、高知県会計規則第43条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

補助事業者から提出された変更交付申請の内容が、補助対象経費の区分ごとに20パーセントを超える経費配分額の変更であったが、補助金総額については20パーセントを超える減額ではなかったため、本来であれば支出負担行為を変更するべきところを誤認し、支出負担行為決議書を作成せず変更承認を行ったものです。

(3) 措置状況

管理職員から担当者まで補助金交付要綱、補助金事務に関する資料を再確認するとともに、補助事業者への聞き取りを頻繁に行うなど、事業の進捗状況をしっかりと把握して早めの対応が取れるよう徹底することで、高知県補助金等交付規則はもとより高知県会計規則等関係法令に則った適正な事務処理に努めます。

#### 4 観光振興部観光政策課

##### (1) 指摘事項

別途食糧費が支出されていたにもかかわらず、宿泊諸費の減額を行っていないため、旅費が過払となっていた。

夕食代に相当する経費が別途食糧費等で支出される場合は、総務部長通知（職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例等の施行に伴う旅費の取扱いについて）に基づき宿泊諸費を減じた旅費を支給しなければならないところ、減額を行っていなかった。

これは、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁すると定めた、地方自治法第232条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

##### (2) 原因又は理由

本件は、食糧費の経費支出伺に旅費の別途調整が必要な旨の記載はしていたものの、旅費システム上で旅行命令簿を作成する際に、その旨の入力ができておらず、事務処理時のチェック機能が十分機能していなかったことにより過払となっていたものです。

##### (3) 措置状況

事案判明後、過払となっていた旅費について再計算を行い、該当する職員から差額の返還を受けました。

今後は、経費支出伺から支払までの一連の事務処理を総務担当者が確認できるよう、事業担当者は経費支出伺の回議書を総務担当者にも回し、旅行命令簿を作成する際には総務担当者を閲覧者に入れるとともに、総務担当者は旅行命令の内容を確認した旨を経費支出伺の回議書に追記することを徹底します。併せて、チーフ、管理職員のラインでも抜かりないかチェックを行い、再発防止に努めます。

#### 5 農業振興部環境農業推進課

##### (1) 指摘事項

令和2年度高知県環境保全型農業直接支払交付金を過大に支出していた。

これは、補助事業者から実績報告書が提出された際、報告書に記載された金額に基づかず、過大に交付金の確定を行い支出していたものであり、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁すると定めた、地方自治法第232条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

##### (2) 原因又は理由

当該交付金は、市町村から対象農家に支払う交付金であ

り、交付金の負担割合は国 1 / 2 ・ 県 1 / 4 ・ 市町村 1 / 4 となっています。

令和 2 年度事業終了後、4 月上旬に市町村から県に提出された実績報告を検査していた際、交付決定金額と市町村が対象農家に支払った金額とが異なっていたため、市町村に確認したところ、過少に支出していたことが判明しました。

対象農家は計画どおりに取組を完了しており落ち度がないことを最重視し、また、当該市町村が差額分を対象農家に追加で支払うことを確認できたこと、国との協議により国が交付金を支払う判断をしたことから、県として交付決定通知どおりの額を支出することが適当であると判断し、支出しました。

しかし、交付金事業としては、事業年度内に農家に支払われた金額の範囲が対象とされているにもかかわらず、その範囲を超えて支出したものです。

### (3) 措置状況

今回の指摘を受けて、国に状況を説明し、今後の対応について早急に協議を行います。

本年度事業については、3 月の変更交付決定時に、交付金の検査に当たっては、2 月に県に報告した実施状況報告書と事業者の取組面積、交付金の金額が一致していることを一層の注意を払って確認するよう、市町村に文書で周知徹底し、再発防止を図ります。

## 6 林業振興・環境部木材産業振興課

### (1) 指摘事項

土佐材パートナー企業登録証盾のうち 2 社分について、誤った記載内容で発注したことにより、正しい内容の盾を追加作成していた。

適正な事務処理を行っていれば不要であった支出が発生したものである。

これは、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁すると定めた、地方自治法第 232 条第 1 項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

### (2) 原因又は理由

令和元年 10 月 17 日から令和 2 年 5 月 21 日までに登録した土佐材パートナー企業（8 社）用の木製盾を一括して発注する際に、経費支出伺に添付した盾の様式例の知事名が現知事名になっていました。

現知事の就任日の令和元年 12 月 7 日以前に登録した 2 社については、前知事名で作成すべきものであり、経費支出伺に添付した一覧表には、事業者ごとの「協定年月日」を記載していましたが、決裁の過程で気付くことができな

かったことによるものです。また、加工前の最終校正データの確認が担当任せになっていました。

(3) 措置状況

今回の指摘事項、事務処理の経緯及び再発防止策を記載した文書により、課内に注意喚起を行いました。

再発防止として、物品や印刷物（冊子、パンフレット等）製作に当たっては、当該製作物の根拠となる時期（登録日、発行日等）に応じた記載内容（知事名、日付等）となっているかを決裁及び校正の際に、複数名で確認し、併せて内部統制のリスク評価シートで管理することとしました。

3 高教政第626号  
令和3年10月28日

高知県監査委員 様

高知県教育長

定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

令和3年9月10日付け3高監報第7号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況等について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

機関名：小中学校課

(1) 指摘事項

30万円以上の物品購入に当たり、2人以上の者から見積書を徴する必要があるにもかかわらず、1者の見積書しか徴していなかった。

これは、随意契約によるうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないと定めた、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第32条の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

関係法令や規則等について、担当の認識が十分でなかったことや、決裁過程でのチェックが不十分であったことによるものです。

(3) 措置状況

所属職員に対して、30万円以上の物品を購入する場合は2人以上の者から見積書を徴さなければならないことを周知徹底しました。

また、見積書の徴取漏れなどを防ぐ手段として会計管理課が作成している「収入・支出事務のチェックシート」を活用し、総務担当者及び管理職員等が毎回起案内容をしっかり確認することにより、再発防止に努めてまいります。

機関名：高等学校振興課

(1) 指摘事項

令和元年度高知県県立学校昼食費補助金において、消費税

仕入控除税額等の確定に係る報告を求めていなかったため、補助金の返還が行われていなかった。

高知県県立学校昼食補助金交付要綱第10条第3項において、実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに高知県教育長に報告すると定められているにもかかわらず、補助事業者から報告を受けていなかったことにより、本来、行うべき補助金の返還手続がされておらず、過払が生じているものである。

これは、普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁すると定めた、地方自治法第232条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

当該補助金交付要綱に基づく事務手続きの認識不足により、消費税仕入控除額等報告書の提出を求めることを失念していたものです。

(3) 措置状況

指摘を受けた後、すみやかに事業者に対して、当該補助金に係る消費税確定申告状況を確認するとともに、当該補助金に係る消費税仕入控除額等報告書の提出を求めました。事業者からの報告書提出後、提出された報告書を精査し、補助金の返還手続きを進めています。

また、所属職員に対して今回の指摘内容の情報共有を図り、適切な事務処理の周知徹底を行うとともに、内部統制制度における注意する内容として位置づけ、再発防止に努めてまいります。

高公委発第52号  
令和3年10月14日

高知県監査委員 様

高知県公安委員会委員長

定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

令和3年9月10日付け3高監報第7号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況について、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別紙

警察本部

1 指摘事項

運転免許センターにおいて、令和2年12月に1日も出勤していない職員に対して、本来支給することができない同月分の通勤手当を支給していた。

これは、職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全

日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができないと定めた、通勤手当に関する規則第15条の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

## 2 原因又は理由

月例報告登録時において、長期休暇取得者について係間での情報共有及び複数の職員によるチェック機能が働いていなかったことにより、不支給の登録ができていませんでした。

また、その後の書類の点検作業が行われていなかったため、過年度処理となったものです。

## 3 措置状況

本事案については、本年6月、戻入処理を行っています。

今後、所属における係間での情報共有及び複数の職員によるチェックを徹底させるなど、適正な事務処理について指導し、同種事案の再発防止に努めます。